

高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 県は、子育て支援に係る事業を実施している私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置する学校法人（以下「補助事業者」という。）に対し、保護者及び幼稚園等の経費負担の軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象)

第3条 補助対象事業は、学校法人立の幼稚園等が、園児を園内で預かることを原則として年間を通じて継続的に実施している次の各号に掲げる地域における子育て支援の場として施設又は教育機能を活用し、地域に広く開放することを積極的に推進する事業（子育て支援事業）とし、補助対象経費は、事業年度において当該事業に要した経費とする。ただし、当該経費のうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は、対象外とする。

- (1) 幼稚園等施設開放事業
- (2) 子育て相談事業
- (3) 子育て講座開催事業
- (4) その他地域住民等の子育てを支援する事業

(補助金の額)

第4条 交付する補助金額及び算定方式は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 次のア又はイのいずれかの書類
 - ア 県税事務所が発行する「納税証明書」
 - イ 県税完納情報の提供に係る同意書及び法人代表者の本人確認書類の写し

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 高知県教育長（以下「教育長」という。）は、前条の申請が適当であると認めるときは、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業について、事業内容を変更しようとする場合は、速やかに教育長の承認を受けなければならないこと。ただし、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、交付決定を受けた補助金の額の20パーセント以内の減額であるときは、この限りでない。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに教育長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、重要な器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、教育長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならないこと。
- (8) 前号の規定により教育長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団又は暴力団員等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要があると認めて別に付する条件

2 前項第1号又は第3号の規定により承認を受けようとするときは、別記第2号様式による（変更・中止・廃止）承認申請書を教育長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 補助金は、教育長が必要があると認めるときは、概算払をすることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告の様式は、別記第4号様式によるものとし、事業完了後1ヶ月以内又は3月31日までのいずれか早い日まで、なお、これにより難しい場合は、翌年度4月10日までに、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(遂行状況の報告)

第10条 教育長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第11条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、平成18年4月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第9条第3項、第11条及び第12条の規定は同日以降もその効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成18年8月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成20年12月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成21年7月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成27年10月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成31年2月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和2年1月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年1月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和4年1月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和4年8月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

別表第1（第4条関係）

子育て支援事業

対象者（園）の要件	補助単価及び算定方式等																	
<p>地域における子育て支援の場として施設又は教育機能を活用し、地域に広く開放することを積極的に推進する幼稚園等であること。</p>	<p>対象とする事業及び対象経費等は〔表1〕のとおりとする。ただし、次の事項に該当する場合は補助対象としない。</p> <p>(i) 在園児及びその保護者のみを対象とするもの</p> <p>(ii) 園児募集を直接目的とするもの</p> <p>(iii) 単に幼稚園等行事に地域住民等が参加しているだけのもの</p> <p>補助金額は、1,000円未満は切捨てとする。</p> <p>〔表1〕</p> <table border="1" data-bbox="502 555 1404 1216"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 555 893 645">対 象 事 業 〔事業内容〕</th> <th data-bbox="893 555 1244 645">対象経費</th> <th data-bbox="1244 555 1404 645">1園あたりの補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 645 893 806">(1) 幼稚園等施設開放事業 地域の子育て家庭を対象に親子のふれあいの場や遊びの機会を提供し、援助する事業</td> <td data-bbox="893 645 1244 806">幼稚園等が補助事業の実施に要した経費（人件費、旅費、報償費、需用費（食糧費を除く。）、役員費、使用料）とする。</td> <td data-bbox="1244 645 1404 806">幼稚園又は幼保連携型認定こども園 160万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 806 893 967">(2) 子育て相談事業 子育て家庭の保護者に対する子育て相談事業</td> <td data-bbox="893 806 1244 967">ただし、このうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は対象外とする。</td> <td data-bbox="1244 806 1404 967"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 967 893 1097">(3) 子育て講座開催事業 幼児教育に関する各種講座の開催</td> <td data-bbox="893 967 1244 1097"></td> <td data-bbox="1244 967 1404 1097"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1097 893 1216">(4) その他地域住民等の子育てを支援する事業</td> <td data-bbox="893 1097 1244 1216"></td> <td data-bbox="1244 1097 1404 1216"></td> </tr> </tbody> </table>			対 象 事 業 〔事業内容〕	対象経費	1園あたりの補助上限額	(1) 幼稚園等施設開放事業 地域の子育て家庭を対象に親子のふれあいの場や遊びの機会を提供し、援助する事業	幼稚園等が補助事業の実施に要した経費（人件費、旅費、報償費、需用費（食糧費を除く。）、役員費、使用料）とする。	幼稚園又は幼保連携型認定こども園 160万円	(2) 子育て相談事業 子育て家庭の保護者に対する子育て相談事業	ただし、このうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は対象外とする。		(3) 子育て講座開催事業 幼児教育に関する各種講座の開催			(4) その他地域住民等の子育てを支援する事業		
対 象 事 業 〔事業内容〕	対象経費	1園あたりの補助上限額																
(1) 幼稚園等施設開放事業 地域の子育て家庭を対象に親子のふれあいの場や遊びの機会を提供し、援助する事業	幼稚園等が補助事業の実施に要した経費（人件費、旅費、報償費、需用費（食糧費を除く。）、役員費、使用料）とする。	幼稚園又は幼保連携型認定こども園 160万円																
(2) 子育て相談事業 子育て家庭の保護者に対する子育て相談事業	ただし、このうち他の補助金の対象となる経費及び設備整備に係る経費は対象外とする。																	
(3) 子育て講座開催事業 幼児教育に関する各種講座の開催																		
(4) その他地域住民等の子育てを支援する事業																		

別表第2（第7条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。